

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十六号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の項中

水産	主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
薬剤師	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

を

水産	主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
----	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。